

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：子ども・子育て支援
施策番号： 04 - 01

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	妊娠、出産に満足している人の割合	↑	74.9	%	77.9	74.9	72.9	77.1	78.2	77.5
C	乳幼児健康診査受診率	↑	96.7	%	97.0	96.7	97.2	96.8	96.7	97.3
D	子どもの居場所の登録数	↑	—	箇所	74	—	—	16	35	41
E	実施回数が増加した子どもの居場所数	↑	—	箇所	43	—	—	24	32	36

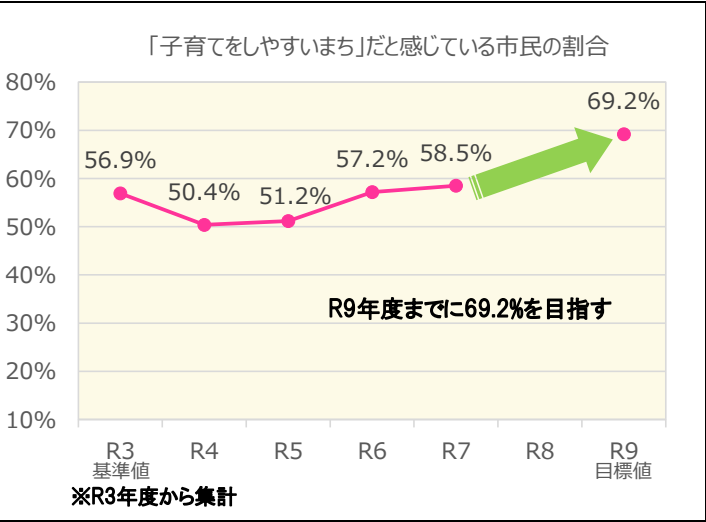
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】(目標指標A・B・C) (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 ①《こども家庭センター機能の強化》妊娠届出時の面接時等にリスクアセスメント(RA)を実施し、要支援妊婦を早期に抽出し、対象に応じたサポートプラン(SP)による支援を実施した(妊娠期1,541人40%)。また、虐待リスクのある家庭には、母子保健と児童福祉が合同ケース会議を通じてSPを立案し一体的な支援の実施に取り組んだ。 ②《母子保健DXの推進》保健師等が支援業務に注力できるよう事務作業を効率化するとともに、こども家庭センター機能において児童福祉部門との情報連携や一体的支援を充実できるよう「母子保健相談支援システム」の導入を検討した。また、母子手帳アプリによる乳幼児予防接種DXの事業構築も進めた。 ③《新生児聴覚検査事業の拡充》令和6年7月から開始の「新生児聴覚検査事業」の申請件数が少数であったため(申請件数R6:2件、R7:13件)、未受検理由を調査した結果、「聞こえていると思うから」という理由が最も多く、未受検家庭における検査の必要性の認識が低い傾向にあることがわかった。 ④《産後ケア事業の拡充》兵庫県集約型への参加により利用できる機関が増加し、さらに宿泊型・通所型において対象要件を緩和したことにより、市民にとって利用しやすい環境整備が進んだことから、利用者数が大幅に増加した。令和7年度は新たに市内の事業所3か所と契約した。 ⑤《妊婦健診の費用助成の拡充》令和7年4月から、妊婦健診14回全てに超音波検査費用の助成を拡充し、妊婦の費用負担を軽減した。 ⑥《子どもの医療費助成》令和7年7月より通院の医療費助成を新たに高校生まで対象(自己負担額を低所得者は無償、それ以外は800円)とし、一部の小・中学生の自己負担額を800円から400円に減額した。	
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】(目標指標A) (目的)子育て家庭の心身の負担軽減を図るとともに、仕事と子育て等の調和を図るため、地域における相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズを支援する環境を整備する。 ⑦《ファミリーサポートセンター事業》事業周知を実施し、利用を希望する会員数は前年度に比べ162人増加(R6:1,901人→R7:2,063人)した。 ⑧《つといの広場》11か所で年間延べ78,194人の利用があった。	
【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】(目標指標A・D・E) (目的)地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援等により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。 ⑨《子どもの居場所等推進》引き続き子ども食堂及び子どもの居場所への補助を行うことで安全・安心して過ごせる居場所の活動を支援するとともに、「キッズ&ユーススポットマップ」のリニューアルを行うなどその広報効果を高めた(ホームページのダウンロード数621)。また、物価高騰対策として、子ども食堂等へ米を配付した。 ⑩《地域の子育て機能向上支援》CSWを中心として、子ども食堂等の立ち上げや運営相談への対応、地域資源や食材寄付者へのつなぎのほか、市民団体と連携したイベント等を実施した。また、子ども食堂立ち上げに係るちらしを作成するとともに、物価高騰対策として、政府備蓄米交付に係る情報を発信した。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	母子保健相談支援システムの導入(母子保健システム関連事業)
2	こんにちは赤ちゃん事業の機能強化(こんにちは赤ちゃん事業)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	子どもの医療費助成の更なる拡充(こども医療費助成事業等)
2	妊婦健診の費用助成の拡充(妊産婦健診事業)
3	産後ケア事業の拡充(産後ケア事業)
4	物価高騰に伴う子どもの居場所支援事業(子どもの居場所推進事業)
5	
令和6年度 主要事業名	
1	「通所型」・「宿泊型」の導入、「訪問型」の対象者の緩和(産後ケア事業)
2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業(妊産婦健診事業)
3	新生児聴覚検査事業(新生児聴覚検査事業)
4	こども家庭センター機能の設置・運営
5	フリースクール等利用者の負担軽減(フリースクール等利用支援補助金)

4 参考グラフ



6 評価結果

令和8年度の取組	評価と取組方針
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】 ①引き続き、母子保健と児童福祉が連携し各々の役割に応じた一体的な支援を行っていく。さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」の機能を強化し、訪問員を助産師に変更することで、産後間もない家庭への全戸訪問を実施し、専門的見地から相談支援を行い、乳児期RAを全数実施の上、SPIに沿った支援につなぐことで、全ての子育て家庭の産後間もない時期からの不安軽減・虐待予防を図る。また、5歳児健診の実施に向け、効果的で持続可能な実施方法について、庁内関係部局や尼崎市医師会との協議を進め、令和9年度向けの主要事業として整理していく。 ②相談記録の作成や職員間の情報共有の効率化等を図るため、母子保健相談支援システムを構築し、令和8年度中に本格稼働する。また、保護者の利便性向上や業務の効率化を図るため、母子手帳アプリを活用した乳幼児健診DXの導入を検討する。 ③新生児聴覚検査について、医療機関と連携して保護者に検査の必要性を説明し、適切な時期の受検を促すとともに、受検結果や未受検者の実態について現状把握に努める。 ④引き続き、産後ケア事業における市内での受け皿を確保できるよう、医療機関等に事業の参加について働きかけを行っていく。 ⑤子どもの医療費助成の更なる拡充に向け、他都市の状況を注視しながら、他の子育て支援施策との優先順位やバランスを踏まえ、庁内での協議を行っていく。 【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】 ⑦協力会員の不足している地域への積極的なアプローチを図るとともに、依頼に応えられていないケースを分析し、対応策を検討する。 ⑧いくしあをはじめ、関係機関と連携が図れるよう体制を整備する。 【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】 ⑨補助金及びスポット登録について、引き続きホームページやイベント時における広報に努める。また、スポット登録においては既存施設への積極的な個別周知と手続きのサポートを行い、重点的に登録施設数の増を目指す。 ⑩引き続き、各子ども食堂等の相談に応じて、各種食材や補助金等に係る有益な情報発信を行うとともに、社会資源のコーディネート役としてのCSW活動の周知を強化することで、地域との連携を更に深める。	・5歳児健診については、効果的な実施に向け、就学時健康診断及び発達相談支援事業との役割分担並びに連携方法を整理するとともに、DXの推進により保護者負担の軽減及び健診結果の関係機関との共有が可能となる仕組みについて検討を進める。 ・子育て家庭の負担・不安軽減に向けたニーズ把握をした上で、ファミリーサポートセンター事業については、課題分析を行い、より利用しやすい事業となるよう検討を進める。
主要事業の提案につながる項目	
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】 ①5歳児健診の実施に向け、効果的で持続可能な実施方法について、庁内関係部局や尼崎市医師会との協議を進め、令和9年度向けの主要事業(R9モデル実施、R10本格実施)として整理していく。 【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】 ⑦ファミリーサポートセンター事業を利用している子育て世帯のニーズ等も踏まえ、必要な支援策についての検討を行う。	

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：子ども・子育て支援
施策番号： 04 - 02

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	02	子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)	目 標 値 (R9)	実績値						
	方向			R3	R4	R5	R6	R7		
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	607	人	0	607	597	530	400	355
C	保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	76	人	0	76	48	11	6	0
D	保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	99.1	%	99.9	99.1	99.1	99.3	99.7	99.6
E	児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点)	↓	481	人	0	481	416	205	269	323

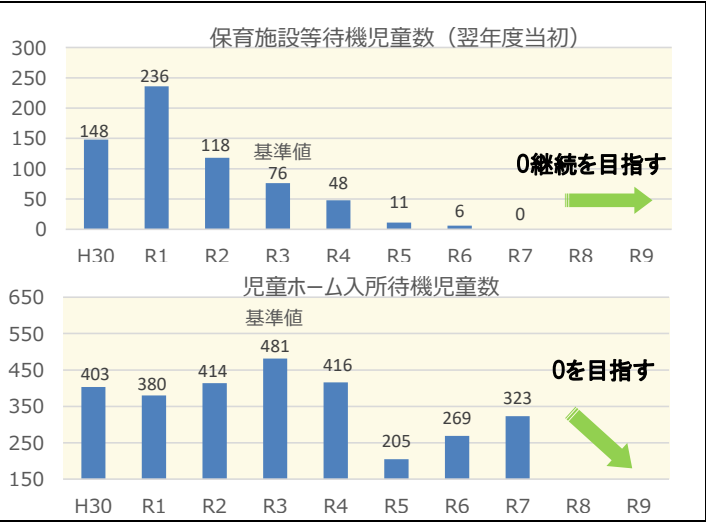
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】(目標指標A・B・C・D・E) (目的)保育施設では、待機児童を解消するとともに、こどもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、待機児童対策を進めるとともに、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等においてこどもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。 ①《保育施設等の待機児童対策》支援が必要な児童を含めた未入所児童にフォローコールを実施し、44人の未入所解消につなげた。令和8年4月向けの利用調整においても、引き続きAIを活用するなど業務の効率化を図ったほか、支援が必要な児童を含めた未入所児童に対する追加調整を行い、更に71人を入所につなげるなどして保育施設等の待機児童ゼロを実現した。 ②《公立保育所の在り方》庁内会議体や外部委員からなる懇話会で協議を行い、公立保育所が果たすべき役割や適正規模、適正配置の考え方等をまとめた「公立保育所の今後の基本的方向」(素案)を作成した。また、第4次保育環境改善及び民間移管計画(第4次計画)を検証し、報告書を作成・公表した。 ③《公立保育所給食費》原材料価格の高騰等の状況を受け、令和8年度向けの保護者負担額の見直しを行った。 ④《保育の質の向上》子どものための権利擁護委員会の提言を踏まえ、法人保育施設が、特別な支援が必要なこども(障害児等)の受入体制の充実を図るために加配職員を配置する場合の人件費補助の拡充に向けて検討した。また、保育士等の資質向上に資する研修の実施、小規模保育事業所や認可外保育施設への巡回支援を行った。 ⑤《こども誰でも通園制度》令和8年度からの事業開始に向け、必要な条例改正を行うとともに、事業者への説明会を行い18事業所(公立2所、法人16施設、定員合計114人)の認可・確認を行った。また、市ホームページのバナー掲載やいくしあ及び南北保健福祉センター等と連携し、訪問や面談時にリーフレットを配付するなど市民に広く周知を図った。 ⑥《債権管理の推進》保育料収納率について更に高い目標値を設定する中、保育料滞納者に対して、分納誓約や児童手当申出徴収の勧奨、ナッジ理論を活用した催告書の発送に加え、積極的な電話催告及び口座振替の推奨等に取り組んだ結果、令和7年度目標値とほぼ同等の高水準を維持した。 ⑦《児童ホームの待機児童対策》令和8年度向けに浜児童ホームの定員を40人拡大した。また、民間児童ホームへの補助金の拡充により、2事業所の新規開設を支援した(立花西小学校区:定員36人、小園小学校区:定員40人)。加えて、待機児童対策の強化・推進に向けプロジェクトチームを設置した。 ⑧《児童ホーム・こどもクラブの質の向上》学校長期休業期間中の昼食用弁当配送サービス(夏休み利用実績:1日約165人)及び公設児童ホーム入所申請手続きのオンライン化(利用割合:約43%)を実施し、保護者の子育てに係る時間的負担を軽減した。	
【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】(目標指標A・B・C) (目的)保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、こどもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。 ⑨《支援センターによる就職支援》Web広告、保育士資格取得者へダイレクトメールの発送等の広報活動により、就職実績は前年度を上回る54人であった。 ⑩《保育士確保及び定着化》保育士宿舍借り上げ支援事業等を継続し、保育士の確保・定着化を図った。また、保育士登録されている方の就労状況や希望する就労条件等を把握するため、保育士実態調査を実施した。	
【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】(目標指標A) (目的)就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。 ⑪《病児・病後児保育》訪問型病児保育事業(訪問型事業)を令和7年10月から開始した(R7登録児童数65人)ほか、新規病児・病後児保育施設の開設に向け他都市の補助金を調査するとともに、医療機関と協議を進めた。	
①乳幼児を抱える保護者が、来庁せずに保育施設利用に関する相談ができる体制が必要である。また、未入所児童は減少傾向にあるが、一人でも多く入所できるよう更なる調整が必要である。保育施設等の利用調整において、兄弟姉妹が同じ施設を利用しやすくなる基準を検討する必要がある。 ②パブリックコメントで寄せられた市民意見を考慮しながら基本的方向の成案化を図っていく必要がある。 ③物価高騰の見通しが立たない中で、現在の食材の調達方法について改めて検証する必要がある。 ④市全体でインクルーシブ保育を更に推進するには、保育士の確保・定着化に加え、専門性の向上や受入体制の充実などが必要である。また、公立保育所においては、様々な保育ニーズに対応し、更なる保育の質の向上を図るため、保育士業務の負担軽減などの環境整備が必要である。 ⑤制度開始後の実施状況や需給バランスを適正に見極め、利用ニーズに対応する必要がある。 ⑥引き続き保育料の収納に取り組むとともに、催告に応じない滞納者への対応を進めていく必要がある。 ⑦⑧公設児童ホームの待機児童数は、利用希望者の急増及び児童数の地域偏在により増加傾向にあり、その受け皿の整備は急務であるが、担い手の指導員及び実施場所の不足が課題となっている。学校敷地内整備を優先しつつ、児童ホームの受け皿確保と同時に、こどもが選択できる放課後の居場所を充実する必要がある。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	インクルーシブ保育の更なる推進(法人保育施設等特別保育事業等補助金 等)
2	浜・武庫の里児童ホームの定員拡大(児童ホーム運営事業 等)
3	保育業務支援システムの導入(保育業務支援システム事業)
4	保育施設利用に関するオンライン相談の実施(保育施設利用に関するオンライン相談事業)
5	多子世帯への負担軽減に向けた取組(病児病後児保育事業)
令和7年度 主要事業名	
1	民間児童ホーム設置・運営費補助金の拡充(放課後児童健全育成事業所運営費補助金)
2	認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
3	学校長期休業期間中の児童ホーム等への昼食配達(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業)
4	訪問型病児保育サービスの導入(病児病後児保育事業)
5	こども誰でも通園制度の本格実施に向けた準備(こども誰でも通園制度準備事業)
令和6年度 主要事業名	
1	認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
2	保育補助者の配置補助(保育補助者雇上強化事業)
3	保育料の引き下げ
4	児童ホーム開所時間の延長(児童ホーム延長に伴う延長育成開所事業の見直し含む)
5	児童ホーム・こどもクラブICT化の推進(児童ホーム整備事業 等)

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を推進してきた結果、「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合は上昇し、評価は高まりつつある。引き続き、「働く」も「子育て」も応援する観点から、必要な支援策について検討する。
・住宅地開発等に起因して特定地域に発生する保育需要の高まりを注視するとともに、フォローコール等の待機児童対策に係る各種取組をはじめとした対応を図り、保育施設等の待機児童ゼロを継続する。
・児童ホームの待機児童に係る課題については、待機児童の増加要因や利用ニーズに係る分析、及び他都市の取組状況に関する調査・研究を進めるとともに、児童ホームやこどもクラブの通年の利用状況等も踏まえつつ、関係部局間の緊密な連携のもと、実施可能な対策から速やかに着手する。
・病児・病後児保育施設の確保に向けては、他都市の取組状況に関する調査・研究を引き続き行うとともに、関係機関との協議を進め、新規開設を促進する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：子ども・子育て支援
施策番号： 04 - 03

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	03	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
主担当局	子ども青少年局				

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	要保護児童対策地域協議会の相談支援件数	—	3,301	件	—	3,301	3,738	3,491	2,950	2,551
C	虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	↑	40.6	%	—	40.6	35.4	43.4	53.5	53.5
D	青少年へのひきこもり支援により支援対象者の状態が改善した割合	↑	34.2 (R4)	%	—	—	34.2	42.4	43.2	49.5
E	親子交流支援事業利用家族数	↑	—	組	20	—	1	2	6	4

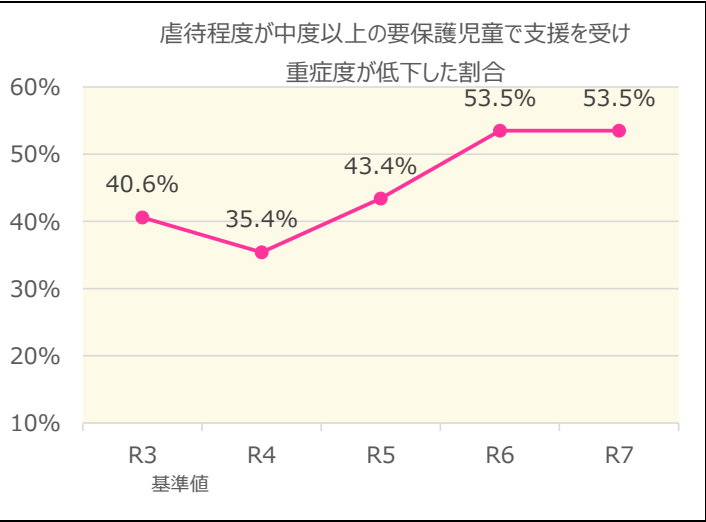
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】(目標指標A・B) (目的)多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。 ①《効果的な支援の推進》タブレットや音声マイニング等を導入し、子ども支援を担う職員の業務効率化を図った。また関係課と連携し効果の検証を始めた。 ②《母子保健と児童福祉の連携強化》支援を要する家庭について、合同ケース会議等で情報共有及び支援経過の確認を行い、母子保健・児童福祉の一体的な支援の実施に取り組んだ。 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】(目標指標B・C・E) (目的)切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。 ③《ネットワーク強化》児相開設に向けて学校や医療機関等と意見交換を行うとともに、シンポジウムを開催し機運の醸成を図ったほか、こども支援に係るおなかまプロジェクト等において民間団体等との関係作りに努め、連携支援に取り組んだ。 ④《発達支援の推進》保健・福祉・教育・医療等関係部局で構成する発達支援会議において、情報共有と連携した支援について検討を行った。 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 (目的)いくしあと一体的な支援を行う児相の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。 ⑤《いくしあ内チーム支援の推進》いくしあ内合同受理会議等で情報共有や支援方針を検討しチーム支援に取り組んだほか、休日夜間の相談ニーズに対応するため24時間子育て電話相談窓口業務の実施体制を整えた。 ⑥《児相の人材確保・育成》児童福祉司等の専門職を確保するとともに、他自治体の児相に職員を派遣するなど人材育成に努めた。 ⑦《社会的養育の充実》里親制度の啓発に取り組むとともに、里親支援を包括的に行う里親支援センターの設置準備を進めた。 ⑧《予防的支援の推進》里親家庭でのショートステイ事業や要保護児童等居場所支援事業、心理的支援等を実施し、早期の予防的な支援に取り組んだ。 【子どもの権利擁護やささまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】(目標指標D) (目的)子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。 ⑨《若年ひきこもり支援の推進》外部講師を招いて関係部局で事例検討等を行い連携強化を図ったほか、支援計画の明確化により効果的な支援を進めた。 ⑩《ヤングケアラー支援の推進》訪問支援員派遣や当事者同士の交流イベントを実施し、相談・支援等につなげた。また、小学4年生から高校生世代にヤングケアラーの実態調査を実施し、学校と連携したこどもへの聞き取り等を進めた。 ⑪《子どものための権利擁護委員会》新規相談件数76件、愛称「あまっけんりまもりたい」のこども達による決定のほか、小学校にサテライト相談室を試行的に設置した。 ⑫《こどもの人権侵害に関する通報窓口》あらゆるこどもの人権侵害を対象とするオンライン通報窓口「あまきゅあ」を稼働し児童生徒等へ案内文等を配布し周知を図った。 ⑬《こども・若者からの意見聴取・意見反映》こども・若者から意見聴取するためのオンラインプラットフォームを展開し、職員向けにこども・若者の権利や意見聴取・意見反映について研修を実施するとともに、ホームページで公開した。加えて、ワークショップの開催や所管課等と連携した意見聴取の取組を実施した。 ⑭《社会的養護の下で生活する子どもの権利擁護》一時保護中の子どもの学習保障や意見表明等の支援について検討を行った。 ⑮《離婚前後家庭支援》相談窓口やホームページ等を通じ、親子交流支援事業や民法等の改正に伴う共同親権や養育費確保の制度周知を行った。	
①児童相談所(児相)の職員の業務効率化を図り、子どもや家庭に向き合う時間を確保する必要がある。 ②支援者間で支援方針の共有は行えたが、当事者の意向を反映した支援計画の作成は十分ではない。 ③関係機関と連携し社会全体で子どもの育ちを支えるためのネットワーク強化が必要である。 ④3歳6か月児健診から就学までの間、こどもの状況を把握する機会が限られている。	①児童相談所(児相)の職員の業務効率化を図り、子どもや家庭に向き合う時間を確保する必要がある。 ②支援者間で支援方針の共有は行えたが、当事者の意向を反映した支援計画の作成は十分ではない。 ③関係機関と連携し社会全体で子どもの育ちを支えるためのネットワーク強化が必要である。 ④3歳6か月児健診から就学までの間、こどもの状況を把握する機会が限られている。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	こどもアドボカシー推進事業(意見表明等支援事業 等)
2	養育費の履行確保に向けた取組(離婚前後家庭支援事業)
3	24時間子育てチャット相談に係る実証事業の実施(子ども・子育て総合相談事業)
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	子ども支援におけるデジタル化推進業務(子どもの育ち支援センター運営事業)
2	コドモワカモノボイスアクション事業(こども・若者意見聴取・意見表明事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	要保護・要支援児童等居場所支援事業
2	子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業(子育て家庭ショートステイ事業)
3	こども家庭センター機能の設置・運営
4	児童相談所設置等に伴うシステム改修(子どもの育ち支援センター運営事業)
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

令和8年度の取組	評価と取組方針
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】 ①児相職員も含めてタブレットや音声マイニング等の活用を促進するとともに、その効果を引き続き検証する。 ②当事者の意向を反映した支援計画の作成及び支援の実施に向け、サポートプランをツールとした支援の在り方について引き続き検討を行う。 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 ③関係機関等と相互理解を深めるとともに、ネットワーク強化について検討を行う。 ④保健局と連携し、切れ目のない支援体制をつくるために5歳児健診の実施や実施後のフォローアップについて検討を行う。 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 ⑤24時間子育て電話相談窓口を開始するほか、傾聴型AIを用いたチャット相談の実証事業を実施し、有効性について検証する。 ⑥専門職の人材育成の手法や、職員が安心して働き続けることができる職場環境づくりについて「いくしあ」と児相で組織横断的に検討を進める。 ⑦里親啓発に引き続き取り組むとともに、里親や自立援助ホーム等社会的養育に取り組む地域資源への支援について検討する。 ⑧子育て短期支援事業等の更なる推進のほか、予防的支援に効果的な手法について検討を進める。 【子どもの権利擁護やささまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】 ⑨引き続き外部講師を招いた事例検討等を継続し効果的な支援を推進していく。 ⑩ヤングケアラーの実態調査結果を基に、ヤングケアラーコーディネーターと連携して必要な世帯への支援につなげるほか、調査時期を早め、早期支援に取り組む。 ⑪学校をはじめ、一時保護所や児童養護施設など、アウトリーチによる子どもを対象とした啓発及び子どもの意見表明支援、相談対応を実施する。 ⑫あまきゅあが児童生徒にとって認知度が高く分かりやすいものとなるよう、引き続き案内文及びシールを配布するとともに、更なる周知とシステム改修に努める。 ⑬こども・若者から意見聴取をするためのより実践的な研修を実施する。また、希望する学校にオンラインプラットフォームの活用等について伴走支援を行う。さらに、市民意見聴取プロセスに、こども・若者から意見を聴取する仕組みを取り入れる。 ⑭一時保護児童の通学支援やこどもアドボカシー事業を実施し、社会的養護の下で生活する子どもの権利擁護に取り組む。 ⑮親子交流支援事業の普及を図るほか、養育費確保に向けた支援を進める。	・社会的養育の推進に向け、本市が抱える課題の分析を進めるとともに、関係部局との連携を図りながら、必要な方策について検討を行う。 ・また、里親養育の推進に向けた様々な取組を進める中で、本市においても養育里親等となった職員が、安心して養育できる環境を整備するため、こどもに関する休暇等の制度の構築について検討する。 ・こども・若者の意見聴取は重要であることから、学校をはじめとする様々な場面において、こども・若者が大人に対して意見を表明する場の確保に加え、こども・若者と大人が対等に議論する機会の創出等の取組を進める。 ・本市における人口当たりの児童虐待の相談受付件数が他市と比較して多い状況であることを踏まえ、可能な限り早期の段階から児童及び家庭への支援に取り組むことにより、児童虐待の未然防止に努める。
主要事業の提案につながる項目	
【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 ③おなかまプロジェクトについて顔の見える関係づくりにとどまらず、より実践につながる仕組みについて検討を進める。 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 ⑤傾聴型AIを用いたチャット相談の効果検証を行い、導入を検討する。 ⑦社会的養育の在り方を定める尼崎市社会的養育推進計画の策定に着手する。 ⑧⑮ひとり親家庭の負担軽減や心理的・予防的支援の効果的な手法を検討する。 【子どもの権利擁護やささまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】 ⑭意見表明等支援について兵庫県等と広域での運用を含め拡充を検討する。	

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 子ども・子育て支援
施策番号： 04 - 04

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	04	子どもたちの生きる力をはぐむ環境づくり
主担当局	こども青少年局				

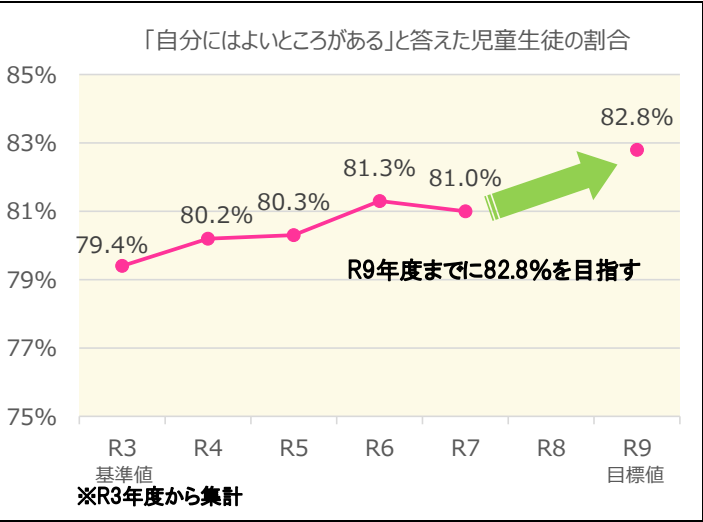
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	56.9	50.4	51.2	57.2	58.5
B	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4	%	82.8	79.4	80.2	80.3	81.3	81.0
C	ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5	%	94.3	89.5	85.2	90.9	92.8	90.8
D	ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518	人	7,000	4,518	5,844	6,539	6,837	7,261
E										

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】 (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。 ①《尼崎アウトドアフィールド整備工事等》 施設の解体・新築に係る実施設計及び工事の入札・契約を行った。また、近隣類似施設を参考に再整備後の施設の在り方について検討を行い、施設の設置目的や利用料金等必要な事項を定めた設置管理条例を制定した。	
【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】 (目標指標A・B・C・D) (目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。 ②《ユース世代等の活動支援》 「子ども・若者応援基金活用事業補助金」(応募件数35件、採択件数32件)について、ユース世代の活動をより一層支援するため、当事者の意見を取り入れ、ユース世代が活用しやすいよう、補助金の上限額の引き上げを行った。また、ユース交流センターの利用者のほか、学校関係者へも積極的に事業周知を行った上で、補助金の利用に際しては、ユース交流センターや各地域課と連携しながら支援を行った。 ③《ユース交流センター青少年健全育成事業等》 ユース交流センターにおいて、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントのほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(62回4,197人参加)を実施し、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。なお、全国からの視察(17件)を受入れ、ユース交流センターの取組について、積極的に情報発信を行った。 ④《ユース交流センターユースワーク推進事業》 青少年が直面する課題解決のために、自ら調べ、行動し、本市に提案を行うなど、自分たちのまちを自分たちでつくっていくプログラムであるユースカウンスル事業(23人参加)の実施や、地域におけるユースワーカーを養成するため、地域担当職員等や一般向けにユースワーク研修を実施した。また、ユースカウンスル事業の取組の全庁的な周知を図るとともに、新たに中間報告会を実施することで早い段階から伴走支援を行うなど、取組強化を図った。	

令和8年度の取組
【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】 ①施設の解体・新築に係る工事を実施する。より具体的な施設運営の在り方を検討し、令和9年3月下旬の施設の供用開始に向け、指定管理事業者を選定する。また、施行規則等の制定、備品等の調達、予約サイトの開設やプロモーションの実施など、開設に向けた準備を進める。 【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】 ②補助事業の実施にあたり、今年度よりオンライン申請の手続きを新たに導入し、ユース世代を中心に補助金申請の利便性の向上を図る。また、引き続きユース交流センター、各地域課及び学校等と連携し、各団体の取組がスムーズに行えるよう、伴走支援に取り組む。さらに、学校に働きかけ、補助事業の更なる周知を行う。③④引き続き、補助金の活用も含め、各地域振興センターや連携協定を締結している民間のユースセンター等と連携し、全市的にユースワークが展開されるよう取組を進めていく。また、民間ユースセンターの評価を本市として行い、令和9年度以降の在り方を検討することで、今後の方向性を整理する。さらに、若者の声を聴き、受け止め、伴走支援を行っていくために、ユースカウンスル事業の取組の全庁的な周知を図り、関係部局と早期の調整を行うなど、具体的取組の推進を図る。
主要事業の提案につながる項目
【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】 ③④連携協定を締結している民間のユースセンターは、他の民間支援を得るなか施設運営を行っているが、現状、令和9年度以降の支援が未定であり、市としての考え方を整理した上で、今後の在り方を検討する必要がある。

6 評価結果

評価と取組方針
・全市的にユースワークが展開されるよう取組を推進するとともに、特に公設のユースワークの拠点がなく南部地域におけるこども・若者の居場所の形成等に向けた取組を進める。 ・尼崎アウトドアフィールドについては、供用開始に向け、青少年をはじめとする幅広い世代の市民の利用促進に努める。